

摂関政治成立期の国家政策：花山天皇期の 政権構造

鈴木, 敏弘 / SUZUKI, Toshihiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

140

(終了ページ / End Page)

159

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011267>

摂関政治成立期の国家政策

——花山天皇期の政権構造——

はじめに

一〇世紀から一二世紀にかけての時代は、律令国家から封建国家への過渡的国家段階として、王朝国家という概念でとらえられている。その始期・終期をめぐる時期区分の問題や王朝国家を構成する要素などについては議論のあるところであり、王朝国家論自体の概念については必ずしも見解の一致を見ていない¹⁾。このような状況にあるとはいえ、一〇世紀以降の国家支配は、律令国家とは明らかに異なる様相を見せている。そして、この段階の政治構造は、藤原氏が摂政・関白として政権を担っていた「摂関政治」と院が主導的立場となり政治を行っていた「院政」とに理解され、政治史的にはこの時代を摂関期・院政期と称して

いる。

摂関政治・院政をめぐる議論は古くよりなされているが、とりわけ近年、平安時代史研究の盛行、特に摂関家と密接な関わりを有する受領をテーマとする受領功過定や当該期の収取体系の研究など²⁾をはじめとして、様々な視角からの研究が進められ、その解明がなされつつある。これらの中でも摂関政治をめぐる主要な研究視角として、第一に摂関制それ自体の研究が挙げられる。例えば、摂関政治を象徴する道長の権力基盤が摂政・関白ではなく、一上・内覧であったことは周知の事実となっている。また、良房・基経らの段階においても、令制の最高官職である太政大臣の職能との関連や天皇大権とその代行という摂関自体の職能・権能の研究が進められている³⁾。第二に、このような摂

鈴木敏弘

関の職能・権能が、国家意志の決定段階においていかなる権限を行使し得たのかという問題や政所政治否定論などの視角から政治の場をめぐる研究が頻出し、公卿議定に関する研究が進展した⁽⁴⁾。第三に、律令国家段階における天皇と大政官という政治構造が、王朝国家段階においていかなる変質を遂げたのか、などの政治構造をめぐる視角からの研究などがある。むろん、これらは相互に密接な関わりを持つため、一概には分類できないほど多角的な視角からの研究が進められている⁽⁵⁾。

また、摂関政治の始期は従来、天安二年（八五八）に藤原良房が清和天皇の摂政に、貞観八年（八六六）関白に就任し、貞観一四年（八七二）良房の養子基経が摂政に、元慶四年（八八〇）関白に就任した時点に求められていた。しかし今日においては、宇多・醍醐・村上の各天皇の頃には親政が行われるなど、必ずしも摂政・関白が常置されていたわけではなく、親政以前の段階を前期摂関政治とみなす見解もあるが、厳密には「摂関政治」とはいえず、摂関政治の本格的な展開は、延長八年（九三〇）に藤原忠平が摂政に就任した時点、または康保四年（九六七）に藤原実頼が関白となって以後とみなす見解が呈されている⁽⁶⁾。確かに実頼以後、摂関は常置されるようになるが、摂関が制度

的に常置されるようになる段階、いわば摂関体制の成立過程の段階において、関白が存在しながらも、その機能を發揮し得ない期間が存在した。それが花山天皇治世の二年間である。花山天皇期には、藤原頼忠が関白となっていたが、天皇とのミウチ関係になく「よその人」⁽⁸⁾との認識がなされ、頼忠が関白として政権の主体となっていた形跡は見られない⁽⁹⁾。

摂関政治の権威の根源は、天皇そのものの中にあつたとの指摘がなされているが、その権威の根源である天皇とのミウチ関係がない花山天皇期の政策には、どのような特色が見られ、その政策基調は奈辺に求められるのか。花山天皇治世下においては、「革新的」とされる諸政策が発令されたが、これをめぐっては積極的に評価を与える論者と、その実行性に疑問を呈する論者との相反する評価が対立している状況にある⁽¹⁰⁾。花山天皇期の諸政策をどのように評価すべきかについては、第一に発令主体の権力の問題、すなわち外戚などを含めた花山天皇の王権、第二にその王権に基づいて発令された諸政策が前政権と比較しての革新性、そしてその効果、第三に平安政治史上における花山天皇期の政策基調の意義、などに帰結すると思われる。

本稿は、花山天皇期に発令された政策を通じ、当該期の

政治権力を検討し、実質的に摂関不在ともいえる花山天皇期における政治権力の根源を明らかにすることによって「摂関政治」の本質を探る試みである。

一 花山天皇即位前後の政治情勢

花山天皇期の諸政策およびその評価を行う前提として、花山天皇の即位事情や当該期の政治情勢について確認しておく必要がある。

藤原氏による長期的かつ徹底した他氏排斥の最終段階が、安和二年（九六九）三月の安和の変であった。この変の前年一〇月、後に花山天皇となる師貞親王が、父冷泉天皇と母藤原懷子との間に生まれ、翌安和三年九月には、立太子され皇太子となった。師貞親王の母懷子の父は、安和の変を画策した中心人物のひとりである伊尹であり、彼はこの時正三位大納言であった。

安和の変前後における廟堂の構成は、安和元年には関白太政大臣に藤原実頼、右大臣に藤原師尹、大納言に魚名流の在衛らがあり、伊尹は従三位権大納言であった。また、安和の変の首謀者とされた源高明は正二位左大臣であった。そして変後、師尹が左大臣、在衛が右大臣、伊尹は権官から正官へとそれぞれ転じている。安和の変によって廟

堂内における独占的権力を有するようになった藤原氏は、一方において伊尹が女の懷子を、伊尹の弟兼家が超子をそれぞれ冷泉天皇に入内させたように、一族内部における争いを導き出す結果となった。

兼家の超子入内に対し伊尹は、師貞親王立太子を実行に移す。安和二年（九六九）八月、冷泉天皇は弟の守平親王に譲位し、親王は即位して円融天皇となり、同時に冷泉天皇の第一皇子である師貞親王が皇太子となった。この時冷泉天皇は僅か二〇歳であり、その在位期間は二年にも満たなかった。即位した円融天皇も一一歳であり、冷泉天皇の在位中関白の職にあった藤原実頼が引き続き円融天皇の摂政となった。実頼は、翌天禄元年（九七〇）五月一八日死去し、天皇の母安子の兄であり、皇太子師貞親王の外祖父にあたる伊尹が、正三位右大臣のまま摂政に就任する。

実頼が天皇との外戚関係になく、藤原氏の長老的立場から、妥協の産物として、形式的に関白・摂政に就任したのに対し、伊尹の摂政就任は官位の高低に関係なく、円融天皇の母安子の兄であり、皇太子師貞親王の外祖父であるという天皇との血縁的立場と政界における主導的地位獲得を意図した結果の産物であった。伊尹が、右大臣に任ぜられたのはこの年正月のことであり、右大臣であった在衛も同

時に左大臣に就任した。ただし在衡は、時に七九歳という高齢であり、実質的に伊尹が政界の主導権を握っていたのは確かである。とはいえ、正三位右大臣のまま摂政に就任したという事実は、摂政という地位が、太政官制に規制されなかったということを示している。確かに良房・実頼が摂政の地位に就いた時点での官職は太政大臣であったが、基経は右大臣、忠平は左大臣、伊尹の後摂政となった兼家も右大臣であった。なお、関白にしか就任していない兼通・頼忠も各々中納言・左大臣であった。そして、伊尹が天禄二年（九七一）一月には太政大臣となり、翌年一月に伊尹が没し、その後に関白となった伊尹の弟兼通は権中納言であったが、関白に就任すると同日内大臣に任ぜられ、翌年には太政大臣に就任している。

これらのことは、いまだこの段階の摂政・関白の地位は、天皇とのミウチ関係であることが第一義的な要因であったことを示し、摂関の地位に太政官制が追従していたといえる。しかし、これはただちに摂関の地位が太政官制を超越していることを意味してはいない。確かに摂関の職能が天皇大権の一角を担う立場にあったのは事実であるが、その一方で、摂関就任に伴う太政官制内における地位の上昇は、太政官議政官の廟堂内における最上位者である

太政大臣としての地位が必要不可欠であり、天皇大権の一角を担うという摂関の職能の独自性を太政官制が規制していたことを窺わせる。

さて伊尹は、このように廟堂の実権を握ったにも関わらず、僅か二年で没してしまった。伊尹の没後には従三位権中納言ながら兼通が関白に任ぜられた。兼通は実頼の子頼忠と手を結び、対立関係にあった弟兼家の官位も兼通が死去するまで正三位大納言のままどとどめ、関白の地位も頼忠に譲るなど、様々な手段によって兼家を牽制し続けたのであった。

一方その間兼家は、冷泉天皇に超子を、円融天皇に詮子を入内させ、超子は居貞親王（後の二条天皇）を詮子は懐仁親王（後の一条天皇）を生んでおり、権力掌握のための布石を着々と打っていた。

永観二年（九八四）八月、師貞親王が即位し花山天皇となり、兼家の権勢を背景に懐仁親王が皇太子となった。師貞親王立太子時の廟堂の中心には、伊尹が位置しており、当時の政治情勢からするならば当然の帰結であったが、師貞親王が即位するまでの間には、これまで述べたように、その後盾となっていた伊尹は没し、伊尹の弟兼通・兼家らの台頭によりその存立基盤は脆弱なものとなり、時の実力

者兼家の立場から見ると、懐仁親王に皇位を譲るためにだけに即位した暫定的な天皇でしかなかった。その意味においては、阿部猛氏の指摘されるように、その立場は「泡沫的」でしかなかったのである。さらにその政権を担った伊尹の五男義懐は、天皇の外叔父であったが、年齢は僅か二八歳であり、花山天皇が即位する直前の官位は従四位上侍従でしかなく、花山天皇の踐祚に伴い藏人頭となり、一〇月の即位によってようやく従三位に昇ったものの非参議でしかなかった。

前述のように、摂関就任の第一条件は、天皇とのミウチ関係であったが、義懐の例からは、たとえ天皇とミウチ関係にあってもそれが直接摂関就任に結びつくわけではなく、これまでの事例からするならば、兼通の関白就任時の官職が権中納言であったことが官職の最低条件であったといえよう。それ以前の摂関就任時の最低の官職が中納言であったということは、摂関就任条件の一つが上卿になりうる立場にあったことを示している。すなわち、公卿議定を主催でき得る地位にあることが必要であった。無論それは直ちに公卿議定を主導しうる立場でないことはいふまでもないが、兼通の場合関白就任と同時に内大臣に任ぜられ、一年三ヵ月後には太政大臣になっている。確かに、中

納言から大納言を経ずに内大臣に、そして太政大臣となっているのは異例である。これは、摂関の地位自体が太政官制とは次元を異にすることを示すとともに、その一方で太政官制にも立脚しているという摂関の二元的性格を表現しており、後の摂関最盛期とは異なる地位を示しているといえよう。

いづれにせよ、花山天皇には強力な擁護者は存在していなかった。『大鏡』（伊尹伝）は、このような事情の中で即位した花山天皇像を次のように伝えている。

この花山院は、風流者にさへおはしましけるこそ。御所つくらせたまへりしさまなどよ。「寝殿・対・渡殿などは、つくりあひ、椀皮葺きあはすることも、この院のし出でさせたまへるなり。昔は別々にて、あはひに桶かけてぞ侍りし。内裏は今にさてこそは侍るめれ。」御車やどりには、板敷を奥には高く、端はさがりて、大きな妻戸をせさせたまへるゆゑは、御車の装束をさながら立てさせたまひて、おのづからとみのことの折に、とりあへず戸押し開かば、からからと、人も手もふれぬさきに、さし出さむが料と、おもしろく思ひ召しよりたることぞかし。御調度どもなどの清らさこそ、えもいはず侍りけれ。

この『大鏡』の記述からは、芸術家肌の、いわば文化人として素養豊かな若き天皇の姿を垣間みることができるとして、永観二年（九八四）一〇月一〇日の即位の儀の際に天皇は、玉冠が甚だ重いため上気してしまったといつて、玉冠を脱いでしまったという¹³。天皇の奇行はこれにとどまらず、豊明節会の五節舞姫（藤原景舒女）が参入した時、天皇は常寧殿に出御して、「密々御覽」、すなわち覗き見したという。このような花山天皇を世の人々は「内おとりの外めでた」¹⁵、天皇の私生活は感心できないが、表向きの政治はしっかりとおこなっていると評している。後世「聖代視」された花山天皇の治世は、諸々の政策が次々と発令された時代であった。

二 花山天皇期の政治構造と諸政策

花山天皇期において、その側近として政権を担っていたのが天皇の外叔父藤原義懐であったことは、周知の事実となっている。『愚管抄』（卷三）には、

此花山院ニハ義懐中納言コソハ、外舅ナレバ執政スベケレドモ、踐祚ノ時ハ藏人頭ニコソ、ハジメテ四位侍従ニテ任ジテ、ヤガテトク中納言ニナリテ三条関白ハ如元トテオハシケレドモ国ノ政ハヨサエテ義懐ヲコナ

摂関政治成り期の国家政策（鈴木）

ヒケルホドニ、ワツカニ中一年ニテ不可思議ノヤウイデキニケレバイフバカリナシ。

とあり、従来は天皇の外祖父・外舅で大臣の者が「執政の臣」となる道理であった。しかし花山天皇の時には頼忠が関白としてそのまま在職し、義懐は天皇の踐祚時には藏人頭であったが、やがて中納言となって天皇の外舅として国政を担っていたことが記されている。ここで注目したいのは、「ヤガテトク中納言ニナリテ三条関白ハ如元トテオハシケレドモ」の「如元」の部分である。慈円の念頭には、中納言で関白となった兼通のことが認識されていたことは間違いない。そして、前述のように中納言が摂関となる一つの基準となっていたことをこの一文は物語っているのではあるまいか。

義懐は、天徳元年（九五七）、伊尹の五男として生まれた。母は中務卿四品代親親王の娘惠子女王である。天禄三年（九七二）正月七日、従五位下に叙され、永観二年（九八四）正月従四位上、同年八月侍従に任ぜられ、八月二十七日花山天皇の踐祚により藏人頭に任ぜられた。以後同年九月には右近衛中将、一〇月一〇日の天皇即位の日には従三位に叙され、同月一四日には正三位に叙された。翌寛和元年（九八五）九月には参議となり、十一月従二位、翌月權

中納言となっている。このような花山天皇即位以後の異例な昇進は「依御傍親」⁽⁶⁾とある通り、花山天皇の外叔父であることに起因する。『平治物語』上（信頼・信西不快の事）に

その比、少納言信西といふ人あり。山井三位永頼卿八代の後胤、越後守季綱の孫、進士藏人実兼が子なり。儒胤をうけて儒業をつたへずといへども、諸道を兼学して諸事にくからず。九流をわたりて百家にいたる。当世無双、宏才博覧なり。後白河の院の御乳母紀二位の夫たるによつて、保元元年よりこのかた、天下の大小事を心のまゝに執行して、たえたるあとをつぎ、廃れたる道をおこし、延久の例にまかせて記録所を置き、訴訟を評定し、理非を勸決す。聖断、わたくしなかりしかば、人のうらみものこらず。世を淳素に返し、君を堯舜に至したてまつる。延喜・天曆二朝にもはぢず、義懐・惟成が三年にもこえたり。

とあって、後白河天皇治世下にその延臣として活躍した藤原通憲の評価の相対として、延喜・天曆と同様、花山天皇期が「聖代」視されているとともに、花山天皇期の政治が義懐と藤原惟成とによって運営されていた時代であったとの認識がなされている。花山天皇期を「聖代」視するのは

『大鏡』も同様であつて、「花山院の御時のまつりごと」は、ただこのひとの（義懐）と惟成の弁としとをこなひたまひければ、いとみじかりしぞかし」（「伊尹伝」）と見える。

義懐と共に名の見える惟成は、魚名流藤原氏で、東宮坊学士・六位藏人であつたが、花山天皇の即位と同時に五位藏人・左少弁に任ぜられ、後に正五位上藏人權左中弁左衛門権佐民部権大輔に任ぜられる。『小右記』には、実資の惟成評が幾例か見られる。例えば、永観二年（九八四）一月二日豊明節会の際に「小忌参議公季御出南方之後参入之、以惟成朝臣有所劳令奏遅参之由、有勅許、仍從腋参上、惟成更又、内弁云々、不知前例歟」⁽⁷⁾と記され、寛和元年（九八五）に造春日大社使藤原忠廉が大和国司のために作料を奪われたため、造社を国司に付された際には「忠廉造社事朱雀院御時右府被下宣旨、仍為申彼殿、今朝所参、而右府被命云、日来重有所惱之内、又可有服身假、可被仰他公卿之由可奏聞者、参内奏聞、仰云、氏公卿有服親假、右大将一人無假歟、即遣召可下宣旨者、而左大臣参入下件宣旨於左中弁、令問案内、去月廿日被下宣旨惟成朝臣所奉下也云々、甚以奇恠、異姓上卿下春日御社宣旨如件」⁽⁸⁾とある。さらに寛和元年（九八五）一月の大嘗会の際に「惟

成奉仕御湯殿、先御了易御服着神服、御大嘗宮、悠紀、余候御釵、權中将公任候御莚・御釵璽等、内侍所持候、是先例也、而内侍不候、又是惟成等所行也、可謂失誤²⁰⁾とある。

これらの事例は、いずれも儀式における惟成の失態を物語るものであるが、実資の惟成とその背後に存在している義懐らに対する嫌悪感が窺える。しかし、『日本紀略』寛和元年（九八五）七月二二日条には、「贈故女御祇子從四位上。位記宣命等。藏人式部少輔藤原惟成作之」とあり、『小右記』にも「今日仁王会、檢校大納言為光、行事并惟成、少、便作咒願文云々」と見える。これらの記事によれば、儀式の際に失態が見られ、その意味においては、この当時の官僚としては必ずしも有能であったとはいいたいが、位記宣命や願文の作製などの文才は豊かであったようである。惟成は歌人としては著名な人物であり、内裏歌合への出席の様子が『小右記』に散見できる。例えば「於後涼殿前南壺、忽被作雪山、其壺南方立台盤并草整等、伶人・風客侶候、各皆着靴・深履等、後涼殿東庇懸斑幔、惟成朝臣献題云、賀春雪・春雪呈瑞者、以春雪呈瑞為題、以新為韵者、絲竹合音、間奏朗詠、寅時許献詩、置文台、七言四韵、以惟成爲講師、下官奉仕読師役、講読了各退出²²⁾」と

あり、惟成の歌人としての才能の高さを示している。

惟成が花山天皇即位の日に意に任せ叙位を行った²³⁾という程の権力の背景は奈辺に存在していたのであろうか。義懐の場合が、外叔父という立場であったのに対し、花山天皇と惟成との結びつきは、史料的には何ら残されておらず、藏人という立場もそれ程強い根拠とは考えられず、推測の域を出ないが、天皇と惟成を結びつける要素として「歌」の存在が重要な意味を持っていたのではないかと思われる²⁴⁾。

いずれにせよ、花山天皇治世下の二大実力者として義懐と惟成が政権の主体となって政務を運営していたことは間違いない、天皇との関係およびその地位から考えて、義懐が政権の中心であったと考えられる。しかし、廟堂内における義懐の立場は孤立したものであり、天皇とミウチ関係にあるとはいえず、その政権基盤は花山天皇同様に非常に脆弱なものであった。そのような状況の中において、義懐らをとった政策は、次のような法令に象徴されているが、これらの意義はどのようなものであったのだろうか。花山天皇治世下に発令された法令は別表の通りである。

これらのうち、四・五については後述したい。また八の法令は、延暦寺座主尋禪の奏によるものであるから、個別

事例とみなすべきであろう。すなわち、いわゆる花山天皇治世下の諸政策とみなすべきは、一〜七までの法令である。ただし、いずれの法令についてもその詳細な内容は知ることができない。またこれらの法令以外にも、火災で焼失した豊樂院の作事の中止などをしている⁽²⁵⁾。

造宮の停止や二・六など儉約のすすめを目的とした諸法令について阿部猛氏は、数年来続いた天災によるものであり、造宮禁止以下の諸事はその特殊な条件の下で理解しな

花山天皇期の政策一覧表

一	二	三	四	五	六	七	八
受領兼官の停止	諸所饗祿の禁止	破銭を嫌うことの停止	格後の荘園停止	沽価法の制定	五節の過差の禁止	小朝拜の停止	近江国大津以北衣川郷以南の漁獵の禁止
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
永観二年(九八四)一〇月三〇日	永観二年(九八四)一月一日	永観二年(九八四)一月二八日	永観二年(九八四)一月二八日	寛和二年(九八六)三月二九日	永観二年(九八四)一〇月二四日	永観三年(九八五)正月一日	寛和二年(九八六)二月二六日
出典	出典	出典	出典	出典	出典	出典	出典
『小右記』	『日本紀略』	『日本紀略』	『日本紀略』	『日本紀略』	『本朝世紀』	『小右記』	『日本紀略』

ければならないし、それを花山天皇期独自の性格に由来するものと考えるのは正しくなく、儉約をすすめるなどのことは、前代の円融天皇期においてもしばしば行われているので、花山天皇期に革新性を認めようとするのは無理である⁽²⁶⁾、とされる。また坂本賞三氏も、阿部氏と同様の立場に立たれているが、永観三年(九八五)正月一日の小朝拜の停止は、円融天皇期では公卿に妥協し実施されたのに対し、花山天皇期ではそれが貫徹されたという相違があっ

て、とりあげられた事柄は同じであっても実施の仕方では異なったことを考慮する必要があるとの指摘をされた。そして花山天皇期の政治が後人に称揚されたのは、宮廷内の綱紀肅正であったこと、また『延喜聖代』観との関連では、円融天皇が延喜の例にならって小朝拜を停止しようとしたのは、ただ前例を求めた結果醍醐天皇の前例があったということではなく、醍醐天皇の理念を継承しようとしたものであり、円融・花山の両天皇が継承しようとしていたのは、醍醐天皇が抱いていた律令制振興の理念であった⁽²⁷⁾、とされた。

一方保立道久氏は、これらの諸政策を寛和

新制と位置づけ、その全面性・体系性において延久の新制と並ぶものをもっており、寛和新制は平安政治史における重要な画期であり、延久新制との連続性を有することを提示された。²⁸⁾

花山天皇期の諸政策の具体的検討は次節において述べたが、これらの政策がはたして延久の新制と並ぶ「新制」と評価できるものなのか、そしてどのように平安政治史上に位置づけられるのか、という点について確認する必要がある。

保立氏は、五味文彦氏が平安時代の主要な荘園整理令が、いずれも天皇即位後の「代始」の期間内に出されたとの指摘をうけ、これは新制一般に拡大できる議論であり、成人の天皇は即位後に新制を發布するのが例であったとされる。そしてその根拠として村上天皇即位の翌年(天曆元年(九四七))、花山天皇即位直後(永観二年(九八四))、一条天皇即位の翌年(永延元年(九八七))、三条天皇即位の翌々年(長和二年(一一〇一))、後朱雀天皇即位四年後(長久元年(一一〇四))、後冷泉天皇即位直後(寛徳二年(一一〇四五))、後三条天皇即位の翌年(延久元年(一一〇六九))、白河天皇即位の二年半後(承保二年(一一〇七五))、後白河天皇即位の翌年(保元元年(一一五六))、二条天皇即

位の翌々年(永暦年間(一一六〇～六一))を掲げ、冷泉天皇を除いて成人天皇は即位後に新制を發布するのが通例であった、とされる。

では、次の事例はどのように理解すればよいのであろうか。円融天皇の場合、安和二年(九六九)に即位しているが、円融天皇の時代新制が発令されたのは、天延三年(九七五)・天元五年(九八二)のことであり、一条天皇の場合には、確かに永延元年にも新制が発布されているが、同二年(九八八)、正暦元年(九九〇)・長保元年(九九九)・同二年・同三年と相次いで発令されている。さらに後冷泉天皇の場合には、寛徳二年(一一〇四五)以降、天喜三年(一一〇五五)にも発令されている。

まず、保立氏が立脚された五味氏の指摘を確認してみたい。平安時代に発令された荘園整理令は、確かに代替わりの際に発令された事例は認められるが、五味氏が主要とされた整理令以外にも、「寛徳二年以後」というその後の荘園整理令の整理基準となる極めて重要な意義を持つ天喜令は、後冷泉天皇の即位後一〇年を経過してから発令されており、五味氏の指摘は再検討されねばならない。さらに五味氏の見解に立脚された保立氏の指摘も成立しないことは、円融・一条・後冷泉の各天皇の事例から明らかである。

う。保立氏が指摘された、成人天皇が即位後に発布するという新制とそれ以外の新制の発令契機とその関連などを説明できない限り、代が替わり新たに発令された法令が新制であるということだけでは、何の説明にもならない。

新制発令の契機を天皇の代替わりに求めること自体誤りではないのだが、その他の発令契機が存在していたことは無視できない事実であろう。すなわち、新制発令の契機としては、天変地異に対処するため、辛酉革命説に基づく徳政興行、内乱などの社会的混乱の克服などが指摘されており、必ずしも新制は代始という慣例に起因するとは限らないのである。⁽³⁰⁾

花山天皇の諸政策は、寛和新制と位置づけた場合、新制発令契機の一つである天変地異、すなわち前代以来の天候不順、それによる収穫量の減少という自然現象面が背景にあり、円融天皇期に比べてさらに深刻な危機的状况に陥ることによって、発令されねばならなかった必然性があつたと理解しなければならぬ。そして新制と位置づけない場合の側面として、廟堂内において孤立していた義懐の立場を勘案する必要がある。すなわち、義懐の立場からするならば、単に醍醐天皇の政治理念の継承といった観念的な問題のみならず、自己の權威、それは「つなぎ」としての立

場でしかない花山天皇の權威を意味するのであるが、その權威を確立せねばならなかったという必然性があつたと考えられる。換言するならば、法令の発布という政治上の画期を創出し続けることこそ、自己の存立基盤の維持につながるのであつたと理解できよう。

三 諸政策の効果と理念

花山天皇期の諸政策は基本的には、前代の円融天皇期の法令を継受し、その政治理念は醍醐天皇に求められる。しかし、円融天皇期とは異なり、実際にその法令が発令された兆候が見られ、この点を評価すべきことは、坂本賞三氏が指摘される通りである。⁽³¹⁾ さらに付言するならば、円融天皇期までの諸法令とは明らかに異なる花山天皇期独自の法令である永観二年（九八四）の荘園整理令の意義を検討する必要がある。

永観荘園整理令は、前代の円融天皇期には無論のこと、それ以前においても発令された形跡の見られない新たな法令である。ただし、その起源は、延喜二年に発布されたいわゆる「延喜荘園整理令」と称される法令に求めることができよう。では何故このような法令が発令され、どの程度の効果をもたらしたのであるうか。永観令自体に対する評

価は、他の諸法令同様評価の分かれるところである。例えば、北山茂夫氏は、義懐の支持層である中堅級吏僚と階層を一にする受領層の支持の強化を指摘され、阿部猛氏は永観令と関連して、永観二年（九八四）二月五日に「応勤行難事式箇条事」と題する太政官符のうちの諸国の大帳の記載する不課および半輸のものをよく調査して、課丁を増益することを命じた一条が知られ、これが荘園整理と目的を同じくする官符であるとの指摘をされた³³⁾。

永観令の内容を伝える史料は、『日本紀略』永観二年一月二八日条に「定嫌破銭并停止格後庄園」とあるのみで、その具体的な内容は知る術がない。ただし、その法令の基調は、花山天皇期の他の法令に五節の過差を禁じること・諸所饗祿の禁止・破銭を嫌うことの禁止・沽価法の制定などと同様に、醍醐・村上天皇期および前代の円融天皇期以前に発令された法令に範を求めた法令であることは、確実であろう。このことは、荘園の整理基準が格後、すなわち延喜二年（九〇二）に発令された土地所有規制に関する一連の太政官符に求められていることから明らかであろう。ただし、荘園の初見史料は、周知のように『類聚国史』巻八三の弘仁一三年（八二二）二月二八日甲寅条に見える良岑安世の上表文である。この時点から、花山天皇

期に至るまで一世紀以上を経ているとはいえず、いまだ荘園が権門の経済基盤となる本格的な荘園制の時代を迎えるのは、さらに後の時代である。

では、永観令の対象となった「荘園」とはどのような性格の荘園だったのか。花山天皇退位の八カ月後の史料であるが、新嶋・勝浦・枚方荘以下阿波国の荘園に対して下された寛和三年（九八七）二月一日付「東大寺符案」の中に、「若有収公、引代々官省符、牒送国衙、将可令免除、曾勿違失、故符」とあり、国司の収公を除ける根拠が官省符荘であったことを示している。このことから、永観令の整理対象となった「荘園」は、官省符荘ではなく、国免荘であったことが知られる³⁵⁾。またその効果であるが、すでに指摘されているように、寛和元年（九八五）殿下渡領備前国鹿田荘において守藤原理兼が荘家焼亡を行った、いわゆる鹿田荘事件が知られている³⁶⁾。この事件が永観令によるものか否かについては、直接それを物語る史料が残されていないので、断定できないが永観令の影響があったことは間違いないであろう。

従来、永観令の影響と考えられている事例は、この鹿田荘のみであるが、東大寺領伊賀国黒田荘関係の史料である天永元年（一一一一）二月一〇日付「東大寺三綱注進状

(37)「案」の中に「三綱申云、資長任以前有出作田之由有証文、即長曆二年十二月一日国符也、随所副進也、又寛和二年十二月十九日名張郡檢田所勸注文仁、有出作之由、委所見也」とある。この「寛和二年十二月十九日名張郡檢田所勸注文」は、以後も相論の際などにたびたびその根拠を示す文書として散見する。この寛和二年の檢田注文もまた、鹿田荘事件のように直接永観令の効果を示す史料ではないが、永観令が影響を与えた結果による檢田とも考えられはしまいか。

いずれにせよ、残された史料が少ないこともあって、永観令の法令自体の特質やその効果について十分な説明を行うことは不可能であるが、以下の諸点を永観令の特質ととらえることができる。まず第一に、永観令が対象とした「荘園」とは国免荘であったこと、第二に在地においてその影響を受けた形跡が認められること、そして「永観令」の整理基準が延喜二年の土地所有を規制した太政官符に求められていること。特に第三の点こそ、花山天皇期の政策基調を「延喜聖代」に求めていることを象徴的に示している。このことは、他の諸法令からも明らかであるが、その整理基準が延喜二年という時点を明確にしている点で、永観令が花山天皇期の政策基調を最も端的に表現している法

令と位置づけられるのである。

また、永観令と同様に、花山天皇期の政策基調を示す法令に沽価法がある。(39) 沽価法とは、物価の安定を目的に発令された法令であり、寛和二年(九八六)三月二十九日に定められた。沽価法の起源は、天曆・応和の村上天皇の時代に求めることができるが、応和の沽価法に関しては、直接的史料は残されておらず、天曆の沽価法も『日本紀略』天曆元年(九四七)十一月一日条に「諸卿被定雜物価直減定事」とあり、『貞信公記』同日条には「中使公輔来、賜諸卿定申雜物価直文」、同一六日条に「中使頭朝臣来云、諸卿定儉約法如此也、沽価状下符畿内丹波等何云々」とあるのみである。寛和の沽価法についても、当該期の史料は『日本紀略』寛和二年(九八六)三月二十九日条の「左大臣以下諸卿仗座、被定沽価法」と『本朝世紀』同日条に「此日、被定京中物直沽価法」とあるのみであり、寛和の沽価法は、京中を対象として発令されたことが知られるのみであり、当該期の史料からは、その実態を窺うことはできない。しかし後世の史料から、その性格を知る手がかりが得られる。

(40) 治承三年(一一七九)に沽価法を制定した「高倉天皇編旨」に、「就中、錢之直法、還背皇憲、雖宜停止、漢家・

日域、以之為祥、私鑄錢之外、交易之条、其法可用寛和沽
 価之准直歟、可被寛宥歟、又可依諸国当時之濟例歟、抑將
 新可被定下歟、此等之趣殊可令計申給候者」とある。また

具体的には、「寛和二年沽価官符云、銅一斤百五十文」
 『政事要略』卷八二）・「寛和沽価官符云、調布一端直百
 文、尺別当文二分、五丈三尺、可」〔『西宮記』卷二一）と見
 え、貨幣流通の振興と錢貨による物価安定を図る政策で
 あったことが知られる。しかし、この寛和の沽価法がどの
 程度の効果をあげたのかを物語る史料はなく、その意義を
 論ずることはできないが、寛和の沽価法が天曆・応和ニ村
 上天皇の時代に求められていることは間違いない。

永観荘園整理令が、その整理基準を延喜ニ醍醐天皇に求
 めたのと同様に、沽価法も村上天皇の天曆・応和の沽価法
 にその範をもとめていることは疑いない事実であるが、花
 山天皇ニ義懐・惟成らが単に律令制への回帰を意図した醍
 醐・村上天皇期の政治理念の継承を意図して国政運営を
 図ったとは考えにくい。義懐らは、この当時広まりつつ
 あった醍醐・村上天皇の時代を聖代視する風潮①を巧みに取
 り入れることによって、自らを聖代視させる意図があった
 と考えられる。

むすびにかえて

以上のように、花山天皇期には様々な法令が出された
 が、その政策基調は、当該期に高揚しつつあった醍醐・村
 上天皇期の政治理念を範としている。また、花山天皇退位
 後の廟堂内において、地位を失ったのが義懐のみであった
 点やこの当時閑白の地位にあった頼忠が、政策立案等に閑
 与した形跡が見られないことなどからするならば、花山天
 皇期の政策主体が義懐であったことは間違いない。これら
 の点からすると、何ら後盾のない脆弱な存立基盤の上に
 立っていた花山天皇の立場をより強固なものとするため
 に、その根源を「聖代」視されていた醍醐・村上天皇に求
 めたのであった。ただし、脆弱な基盤しか有しなかったと
 はいえ、義懐が政策主体となり得るには、花山天皇自身の
 王権がその基底に存在せねばならない。花山天皇の政策上
 における王権の具体的様相は容易には知り得ないが、例え
 ば、白馬節会の際に「乗燭之後妓女進舞、一舞了天皇還御
 本殿、仰云、朔日節会公卿多以退出、慥可候之由被仰内
 弁、壁代三間落、仍不慥其事之由、有被勸仰藏人信理、雖
 有所避申、被仰可恐申之由②」とあって、天皇の意志がかな
 り直接的に表現されていることは看過できないと思われる。

る。

九世紀後半よりはじまる「摂関常置」化は、花山天皇の段階に至るまで紆余曲折を経てはいるが、ミウチ関係を核とした摂政・関白の地位が、ようやく政治基盤として確立しつつあった期間であったが、摂関に就くことができずに、天皇とのミウチ関係によってのみ、政権を担った人物が存在した花山天皇期は、天皇とのミウチ関係が摂関の地位を凌ぐという政権構造であった。

寛和二年（九八六）六月二三日、花山天皇が出家をし、同日懐仁親王が踐祚して一条天皇となり、皇太子には兼家の女超子所生の居貞親王が立てられた。

なお従来は、花山天皇出家の原因を天皇が寵愛の深かった祇子の一周忌に乗じた兼家らの計画が成功したものと理解されている。しかし祇子の死去にその原因を求めらば、一周忌を待たずに直ちに実行に移す方が、より効果的であろう。このように考えるならば、兼家が花山天皇の出家を計画・実行した原因を他に求めねばならない。その原因は、寛和元年（九八五）一二月の義懐の中納言任官にあったのではないだろうか。義懐の異例な昇進は、既に述べたところであるが、中納言に任官されることが、太政官制における転換点となるからである。

それは、当時の政務運営形態を顧みれば明らかであろう。当該期においては、重要事項の審議は陣定において、日常的政務は外記政よって処理されていた。⁽⁴⁾重要事項については、天皇に奏上し、その裁可得る必要があったが、それ以外については、上卿以下の出席公卿によって決裁されていた。そして、周知のように上卿は、中納言以上の公卿にその資格があり、原則として中納言以上の公卿は自主的に政務を運営することが可能であった。⁽⁵⁾このことは、第一節で述べた中納言以上が関白に任命される資格を有していたのではないかと指摘したことの証左ともなろう。

このようなことから、義懐が中納言に任官し、関白になり得る資格を有するようになったという事実は、兼家にとつて脅威に写ったのではないだろうか。そのため兼家は、花山天皇の退位を急いだのではないだろうか。その計画から実行まで約半年間という期間と花山天皇の不意の出家は、このように理解するのが妥当ではないだろうか。

花山天皇出家の翌日、頼忠は関白を辞し、一条天皇の外祖父兼家が摂政に就任する。そして七月二〇日、兼家は摂政のまま右大臣を辞する。翌日には従一位に叙され、二二日には三公の上に列すという詔が出された。ここに太政官制を超越した摂政が誕生した。いわゆる摂関政治の成立

は、この時点に求めるべきであろう。

当該期の政治基盤の二面性、すなわち天皇との「ミウチ」関係および「摂政・関白」の地位という貴族層の中で突出した立場に立つという両側面によって政務の運営がなされていた。問題となるのはミウチ関係と摂関の権能の比重の問題であって、摂政・関白自体は、九世紀後半の良房・基経からはじまるのであるが、花山天皇期の事例でもあきらかなように、頼忠が関白として存在していたにも関わらず、実質的に花山天皇期の政権を担っていたのはミウチ関係にあった義懐を中心とするものであった。この事実、関白という官職以上によりミウチとしての立場が政策施行の主体となっていたことを窺わせている。しかし、その政策基調を「延喜聖代」に求めねばならなかった点に摂政・関白という官職を有さないままに政権を担当せねばならなかった義懐らの限界が感じられるのである。そしてそれは、同時にミウチ関係にあって、急激に官位が上昇したが、その結果直ちに摂政・関白には任せられることはなく、官職体系に束縛される側面があったことを示している。このような官職体系を打破し、ミウチ関係に裏付けられた「摂政・関白」という官職が突出する地位になるという政治意識の高揚が、花山天皇退位後の兼家政権の長期的

安定をもたらしたものといえよう。

註

(1) 王朝国家論をめぐる研究については、中野栄夫氏「律令制社会解体過程の研究」第二部第一章、「中世荘園史研究の歩み」三〇～四六頁・「日本中世史入門」序説、詫間直樹氏「王朝国家体制論」(『日本古代史研究事典』)など参照。

(2) 例えば近年の業績として、佐々木宗雄氏「十～十一世紀の受領と中央国家」(『史学雑誌』第九六編九号、のちに同氏著「日本王朝国家論」所収)、大津透氏「摂関期の国家論に向けて——受領功過定覚書——」(『山梨大学教育学部研究報告』第三九号、のちに「受領功過定覚書——摂関期の国家論に向けて——」と改題の上、同氏著「律令国家支配構造の研究」所収)がある。

(3) 坂上康俊氏「関白の成立過程」(笹山晴生先生還暦記念会編「日本律令制論集」下)、今正秀氏「摂政制成立考」(『史学雑誌』第一〇六編一号)。

(4) 公卿議定についての研究は、数多くあるが、当該期に関する近年の成果として、佐々木宗雄氏「十～十一世紀の政務執行と王権」(『史学雑誌』第九九編六号、のちに同氏著「日本王朝国家論」所収)、井原今朝男氏「摂関・院政と天皇」(『講座前近代の天皇』第一巻、のちに同氏著「日本中世の国家と家政」所収)、美川圭氏「平安時代の政務と

その変遷」(『古代文化』四六一号、のちに同氏著「院政の研究」所収)、倉本一宏氏「一条朝における陣定について―撰関政治像再構築のための一試論」(『古代文化』三九一―六号、のちに同氏著「日本古代国家成立期の政権構造」所収)、安原功氏「平安中後期の国家意志決定過程」(『歴史評論』五五九号)などがある。また研究史等については、曾我良成氏「王朝国家期の政治機構」(『古代史研究の最前線』第二巻政治・経済下)・「王朝国家期政務研究の現状と課題」(『歴史評論』五二五号)、美川圭氏「陣定―公卿議定制の展開」(『日本古代史研究事典』)などにまとめられている。

(5) 橋本義彦氏「貴族政権の政治構造」(新「岩波講座日本歴史」第四巻 古代四、のちに同氏著「平安貴族」所収)を嚆矢とするが、近年の成果に井原今朝男氏著「日本中世の国家と家政」第一部「中世国家と権門」所収の一連の論文、佐々木宗雄氏「王朝国家の政治構造の成立過程」(『日本歴史』五三三号、のちに同氏著「日本王朝国家論」所収)などがある。

(6) 総合的に論じたものとして、玉井力氏「一〇―一二世紀の日本―撰関政治」(『岩波講座日本通史』第六巻 古代五)が、これまでの成果に立脚した叙述を行っている。

(7) 撰関政治の成立段階を忠平期とする見解は、橋本義彦氏前掲註(5)「貴族政権の政治構造」また、実頼の段階とするのは、坂本實三氏著「撰関時代」二一九頁・「関白の

創始」(『神戸学院大学人文学部紀要』三)。なお、「撰関時代」二一九―二七頁にかけては、撰関政治の概念が端的に記されている。

(8) 「大鏡」「頼忠伝」。

(9) 今井源衛氏著「花山院の生涯」四三―四八頁。なお、本書は花山天皇について多角的に論じている。

(10) 竹内理三氏「貴族政治とその背景」(『新日本史大系』古代編、後に同氏著「律令制と貴族政権 第二部 貴族政権の構造」所収)。

(11) 花山天皇期の諸政策について初めて論究されたのは、川上多助氏であった。川上氏は、「平安朝の荘園整理策」(『史学雑誌』第三四編三号、のち同氏著「日本古代社会史の研究」所収)において、永観二年(九八四)の荘園整理令について、荘園の整理を意図しても、延喜荘園整理令発令後よりも遥かに困難であった、更に数倍の努力を要した。そして、天皇の在位は僅か二年であり、側近の藤原義懐らもその政策を徹底的に行うことはできず、政界に失墜するに至った、とされ永観令に対する評価は低い。しかし同氏が後に著された「平安朝 上」における花山天皇期自体に対する評価はすこぶる高く、天皇の治世が満二年に達しないにもかかわらず、頗る活気に富んでいた。天皇の踐祚後わずか三カ月で破銭を嫌うことを禁じ、格後の荘園を停止したことは、義懐らが時弊に対する政見の一端と見ることができるとされた。

川上氏以後も花山天皇の治世を評価する傾向は続き、土田直鎮・藤木邦彦氏らに継承された。土田氏は「錢貨の流通をすすめ、新設の荘園を停止するなど、珍しく活潑な政策が打ち出された。その効果はもろろん期待できなかったが、なにか新しい引きしまった気分が流れたことは疑えない」（日本の歴史五『王朝の貴族』六二頁）とされ、藤木氏も「その前後には見られない程の活発さがあふれ、物価安定のために、破銭を良価（貨）として通用させ、また京中の沽価法を定めたが、その効はあまりあがらず、貨幣流通の衰退をおさえることはできなかったが、その努力は認めなければならぬ。また、荘園の発展をおさえるために、永観二年十一月二十八日には、格後の荘園（延喜荘園整理の格）を整理し、十二月八日には勅旨田を整理しようとした。その成果は疑わしいが、ともあれその執政期が短くして終ったことはまことに惜まれる」（『摂関政治』体系日本史叢書一『政治史』I、のちに同氏著『平安王朝の政治と制度』）とされている。土田・藤木両氏の所論は、その政策自体はかなりの評価をされているが、成果については疑問を持たれている。

花山天皇期の諸政策について始めて本格的な検討をされた阿部猛氏は、独自性は見られず、実質的に政治を担った義懐の政治力も疑問であり、花山天皇期とは、藤原氏内部における主導権争いから派生した泡沫的存在であった（『平安政治史上における花山朝の評価』、『北海道学芸大学

紀要』第一部B一一巻一号、のちに「花山朝の評価」と改題の上、同氏著『平安前期政治史の研究』所収）、との評価をされ、坂本賞三氏は、国政に対する意欲はみられたかもしれないが、とくに革新的というほどの政策ではなく、永観令を国政として強調すれば、寛和三年（九八七）に、同様の王臣家荘園の停止を命じた官符が出されていることを説明しにくくなり、花山天皇期の諸政策は、綱紀肅正といった気風の振興がはかられたという体のものだった（『花山朝の政治史的评价について——『小右記』永観三年正月一日条をめぐって』、『古代文化』三〇巻九号）、と結論づけられた。

このような否定的見解に対し、特に永観令をめぐっては、北山茂夫氏が、花山天皇期の諸政策の中で最も注目すべき政策とされ（『王朝政治史論』二二〇～二二二頁）、森田佛氏は、この頃から昂まる荘園整理の気運を政策化している点で、その革新性を評価すべきである（『摂関期における荘園整理』、『史林』六〇―一五号、のちに同氏著『平安時代政治史研究』所収）、とされる。さらに花山天皇期の諸政策を「寛和新制」と位置づけ、全面性・体系性において延久の新制と並ぶものをもっており、平安政治史における重要な画期とする保立道久氏の見解（『中世初期の國家と庄園』、『日本史研究』三六二号）もある。

(12) 阿部猛氏前掲註(11)論文。

(13) 『小右記』永観二年一〇月一〇日条。

- (14) 『小右記』永観二年一月十九日条。
- (15) 『大鏡』「伊尹伝」。
- (16) 『小右記』永観二年一〇月一日条。
- (17) 惟成については、臼田甚五郎氏「惟成素描」(『國學院雜誌』第一六号、のちに「藤原惟成」と改題の上、同氏著『平安歌人研究』所収)。
- (18) 『小右記』永観二年一月二日条。
- (19) 『小右記』寛和元年七月二日条。
- (20) 『小右記』寛和元年一月二日条。
- (21) 『小右記』天元五年五月一日条。
- (22) 『小右記』寛和元年正月一日条。
- (23) 『江談抄』第一「惟成并任意行叙位事」。しかし『江談抄』の記事は疑問が多く、この記述が事実とは考えにくい、ただし惟成の権勢を物語るこのような話が伝わっていること自体に留意する必要がある。
- (24) 花山天皇の東宮時代に「歌」を通じて惟成と交流があったことは、すでに今井源衛氏前掲註(9)著書『花山院の生涯』四〇頁で指摘されている。
- (25) 豊楽院の作事停止は、『小右記』寛和元年二月一日条。なお、阿部猛氏前掲註(11)論文参照。
- (26) 阿部猛氏前掲註(11)論文。
- (27) 坂本實三氏前掲註(11)論文。
- (28) 保立道久氏前掲註(11)論文。
- (29) 五味文彦氏「前期院政と荘園整理の時代」(同氏著『院政社会の研究』所収)。
- (30) 佐々木文昭氏「公家新制についての一考察——保元元年新制から建久二年新制について——」(『北大史学』第一九号)・「鎌倉期公家新制序説」(佐伯有清編『日本古代史論考』)、稲葉伸道氏「新制の研究——徳政との関連を中心に——」(『史学雑誌』第九六編一号)、なお鈴木敏弘「公家法」(『日本古代史研究事典』)参照。また保立氏は、花山天皇の新制＝寛和新制を王の血統問題を直接に刻印するという性格を有する中世王権の法を最初にはっきり打ち出したものと位置づけられ、「王統の『血と肉体』の動物学的正統性」を新制という形態によって宣言したものである、とされた。そしてその根底には、円融系・冷泉系を起点とする王統の分裂が重要な通奏低音をなしていた、とされるが(保立道久氏前掲註(11)論文)、前節で述べたように、平安政治史上における花山天皇自体の存立基盤が脆弱であったのは確かな事実である。そのため、保立氏の指摘されるように、花山天皇が、「王統の『血と肉体』の動物学的正統性」を新制という形態によって宣言することが必要であったと考えられなくもない。しかし王統的には、花山天皇は、懐仁親王即位のためには必要不可欠な存在であった。花山天皇なくしては、懐仁親王が即位することはできないのである。その意味において、花山天皇の存在は、正統性を示す以外の何者でもないのである。
- (31) 坂本實三氏前掲註(11)論文。

- (32) 北山茂夫氏前掲註(11) 著書二二一〜二二二頁。
- (33) 阿部猛氏前掲註(11) 論文。
- (34) 『平安遺文』二一三二五号。
- (35) 永観荘園整理令の対象となった荘園について坂本實三氏は、前掲註(11) 論文において「政府が官省符で公認した荘園は荘園整理令の対象にはならないのであり、また十世紀当時に権門や寺社の要望で個々の荘園にそれほど多く政府が官省符を与えたかどうかはきわめて疑わしい。永観荘園整理令が対象としたのは、国司が認めた国免荘なのである」との指摘をされている。
- (36) 鹿田荘事件については、中野栄夫氏「寛和年間、殿下渡領備前国鹿田荘事件をめぐる」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻)・『岡山県史』第三巻 古代Ⅱ「第六章 吉備と撰閣時代 第三節 備前国鹿田荘事件」が詳しい。
- (37) 『平安遺文』四一七三三八号。
- (38) 天永元年二月一日付「伊賀国名張郡々司等勘状」(『平安遺文』四一七三九号)、天永二年一月二十七日付「東大寺伊賀国黒田仙文書目録注進状案」(『平安遺文』四一七五六号)など。
- (39) 沽俣法については、脇田晴子氏「沽俣法の成立と調庸制」(『日本史研究』八六号、のちに同氏著『日本中世商業発達の研究』所収)、保立道久氏「中世前期の新制と沽俣法——都市王権の法、市場、貨幣、財政——」(『歴史学 研究』六八七号)参照。
- (40) 『玉葉』治承三年七月二十五日条。
- (41) 林陸朗氏「所謂『延喜天曆聖代』説の成立」(古代学協会編『延喜天曆時代の研究』、のちに同氏著『上代政治社会の研究』所収)。
- (42) 『小右記』寛和三年正月七日条。
- (43) 政・定については、橋本義彦氏前掲註(5)「貴族政権の政治構造」、藤木邦彦氏「陣定——平安時代における政務執行の一形態——」(『歴史と文化』V、のちに同氏著『平安王朝の政治と制度』)、土田直鎮氏「平安時代の政務と儀式」(『国学院大学日本文化研究所紀要』三三三号、のちに同氏著『奈良平安時代史研究』所収)、橋本義則氏「外記政の成立——都城と儀式」(『史林』六四—一四号、のちに「外記政の成立」と副題削除の上、同氏著『平城宮成立史の研究』所収)などの諸論文に詳しい。
- (44) 森田悌氏は、中納言の権限の大きさを指摘されている(『王朝政治』四三〜四五頁)。